



# Antarctic and Southern Ocean Coalition

南極南大洋連合(ASOC) 事務局  
1630 Connecticut Ave NW  
Third Floor  
Washington, DC 2009 USA  
Tel: 202.234.2480  
Fax: 202.387.4823  
www.asoc.org

2013年6月26日

農林水産省顧問  
飯野 建郎 殿

謹啓

先日ブリュッセルで開催された南極条約協議会において、日本の代表団と南極海の海洋保護区について意見交換できたことを悦ばしく思います。

7月にブレーマーハーフェンで開催される会議においても、懸案の二つの提案についてみなさまとお話できることを期待しています。本会議において貴政府の立場は大変重要になります。会議への準備に際し、南極海連盟 (AOA) の最新レポートをぜひともご参照ください。レポートは「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR)」のウェブサイトからもダウンロードいただけますが、本レターにも添付させていただいております。

ロス海、南極東岸海域の海洋保護区 (MPA) 案は、「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会」の全ての加盟国に、この海域にいかにか大規模で機能的な生態系が存在しているか、さらにその生態系が気候変動や海洋酸性化の影響をいかに受けているか等を科学的に解明する機会を与えるものです。これまでのところ、ロス海と南極東岸海域は広域汚染や移入種問題、また、世界中の海域を脅かしている底引き網漁やその他の大規模商業漁業の影響を免れています。しかし状況は変化しており、これらの主要海域を保全するためにさらなる手段を講じる必要があることは明白です。

2009年の「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会」における海洋保護区ネットワーク設置に関する採択は、大胆かつ先見の明のある決定でした。今年の会議において有意義な海洋保護区指定に関して合意することは、本件のみならずあらゆる国際公約の実現に資するものです。もしロス海および南極東岸海域の海洋保護区案が承認されれば、世界で最大かつ最も重要な保護区となります。

このような壮大な空間を保護するために協調する機会は、各世代に与えられています。時に正義のためにリーダーシップが必要なことがあり、今はまさにその時ではないでしょうか。どのような海洋保護区も特定の支持者のためではなく「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会」加盟国全体ひいては人類全体に帰するものであり、全ての加盟国の積極的な関与を求めます。加盟国の持つ船舶、施設、科学者および科学的データなどは、海洋保護区のモニタリングおよび管理計画の遂行に貢献できます。

謹白

James N. Barnes  
ASOC 事務局長